

ごみ処理施設へのごみ直接搬入の流れ

環境整備センター (弘前市大字町田字筒井6-2 TEL 0172-36-3883)

1. 搬入が1回で終了する場合

- ①計量入口シャッターから進入し、計量器に車両を乗せたら車から降りて、受付窓口で「廃棄物搬入届」に必要な事項を記入し身分証(運転免許証など)を提示してください。手続き完了後に乗車していただき、受付係員が車両全体の計量を行います。
- ②係員の指示に従い、指定場所にご自分でごみを下ろしてください。
- ③荷下ろし後、出口計量器で再度車両を計量し、ごみの重さに応じて処分手数料をお支払いいただきます。
 - 1) 計量後、係員の指示する場所に駐車し、料金を確認のうえ券売機で処分券を購入し係員にお渡しください。
 - 2) 係員が処分券の金額を確認し、受付の証として処分券の半券と、計量票をお返しします。

以上で終了ですが、ごみの種類が複数の場合は、再度車両全体の計量を行い②、③を繰り返します。

注) 係員がごみを確認させていただき、搬入できない物や分別されていない物が確認された場合はお持ち帰りいただくことがあります。

2. 搬入が複数回、数日間にわたる場合

管理棟3階事務室受付(平日のみ)で「廃棄物処理施設使用許可申請書」に必要な事項を記入のうえ、身分証(運転免許証など)を提示してください。事務室受付係員が確認後に「廃棄物処理施設使用許可証」を交付しますので、計量受付をして下さい。以降は上記②から同じです。

弘前地区環境整備センター 搬入経路

